令和７年度１１月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和７年１１月２１日（金）
時間：１４時００分～
場所：邑南町役場　大会議室

出席農業委員　１１名（欠席２名）

1　三上　孝行	2　沖田　浩		4　服部　耕二
5　種　　克也	6　服部　信彦	7　椿　　徹	
9　植田　眞二	10　松﨑　寿昌	11　宮本　　武	12　大石　幹夫
13　高木　敏彦			

出席推進委員　４名（欠席４名）

2　服部　鉄也			8　東　　廣司
10　三上　好文			14　藤田　兼一

議事日程

第１　会長挨拶
第２　議案
- 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
- 議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
- 議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
- 議案第４号　国土調査法における地目認定について
- 報告第１号　農用地利用集積促進計画の公告について(分割契約)
- 報告第２号　農地法第３条の３の規定による相続等の届出について
- 報告第３号　農地法第１８条（通知）について
- 報告第４号　農地法第４条（届出）について

その他
(1) 事務連絡
(2) その他

会議の概要

議　長	ちょっと早いですが。今日は、あの 13 時から町長の方へ意見書の方提出して、沖田代理と一緒に行っとります。また、内容は見てもらって色んな意見に関しての話をしております。また、意見書の公文に関しての報告いうのは、また事務局の方がまとめたものをお話をしていただくようにお願いします。 10 月の農業委員会の時も、暑かったんですが。それ以降、ちょっと急に秋めいてきまして、だんだん秋らしくなってきておるんですが。なかなか、あの、秋の作業というのは××なってしまっております。だんだんに紅葉になってきよりはしております。皆さんもどうかなってとは思っております。日も短くなるし、作業時間も限られておると思います。まあの、この辺ではあんまり被害とかは聞かんですけど。熊なんかにしても、ちょこちょこ目撃の事は出てくるとは思いますが。まあ、見てないだけで、明日も、山の方にもおると思いますので。山へ入って作業をされるような時もある時は、なにかとか熊に警戒させるような事をしながらでも対応して、怪我の方されないように。皆さんもですけど。まあ、地域の方にも周知していただきたいと思います。　それぐらいで、挨拶の方ちょっと終わらせてもらってですが。 本日の欠席者の方が。3 番の荒木委員さんの方から欠席の届が出ております。8 番片岡さんはまだ聞いてはない？
事務局	聞いてはないですが・・。はい。
議　長	はい。それと、2 番の議事録署名の指名ですけど。4 番の服部委員さんから 5 番種委員さん。
５　番	はい。
議　長	お願いします。それでは、3 番の議題の方に入っていきたいと思います。 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について。今月、6 件上程されています。事務局の方で、読み上げを方お願い致します。
事務局	はい。まず、すみません。資料の訂正がございまして、今日お配りしている。お配りさせていただいております、2 ページ目に、すみません。修正の方がございまして。今日、差し替え分を皆様の机の上に配布させていただいております。申し訳ありません。 それでは、読み上げをさせていただきます。始めに、申請番号 073-27。農地の所在が布施××-×。登記地目が畑。面積が 10 ㎡。同じく、布施××-×。登記地目が田。面積が 361 ㎡。同じく、布施××-×。登記地目が畑。面積が 82 ㎡。同じく、布施××-×。登記地目が畑。面積が 66 ㎡。同じく、布施××-×。登記地目が田。面積が 2283 ㎡。同じく、布施××。登記地目が田。面積が 1473 ㎡。3 条の有償の所有権移転です。譲渡人は、〇〇〇〇さん、譲受人は、●●●●さんです。 続きまして、申請番号 073-28。農地の所在は、下亀谷××-×。登記地目が畑。面積が 103 ㎡。3 条の無償の所有権移転です。譲渡人は□□□□さん。譲受人は■■■■さんです。 続きまして、申請番号 073-29。農地の所在は、井原××-×。登記地目が田。

	面積が 311 ㎡。3 条の有償の所有権移転です。譲渡人は△△△△さん。譲受人は▲▲▲▲さんです。 　続きまして、申請番号 073-31。農地の所在は、中野××-×。登記地目が畑。面積が 424 ㎡。同じく、中野××-×。登記地目が畑。面積が 573 ㎡。同じく、中野××-×。登記地目が畑。面積が 1014 ㎡。3 条の有償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇さん。譲受人は◆◆◆◆さんです。 　続きまして、申請番号 073-32。農地の所在は、上原××-×。登記地目が田。面積が 155 ㎡。同じく、上原××-×。登記地目が田。面積が 35 ㎡。同じく、上原××-×。登記地目が田。面積が 35 ㎡。同じく、上原××-×。登記地目が田。面積が 177 ㎡。同じく、上原××-×。登記地目が田。面積が 15 ㎡。同じく、上原××-×。登記地目が田。面積が 20 ㎡。同じく、上原××-×。登記地目が田。面積が 20 ㎡。続いて、農地の所在が原村××。登記地目が畑。面積が 226 ㎡。同じく、原村××-×。登記地目が田。面積が 2076 ㎡。同じく、原村××-×。登記地目が田。面積が 856 ㎡。同じく、原村××-×。登記地目が田。面積が 746 ㎡。同じく、原村××-×。登記地目が田。面積が 1008 ㎡。続いて、農地の所在が和田××-×。登記地目が畑。面積が 1123 ㎡。3 条の無償の所有権移転です。譲渡人は☆☆☆☆さん。譲受人は★★★★さんです。 　続きまして、申請番号 073-33。農地の所在が、中野××-×。登記地目が田。面積が 757 ㎡。同じく、中野××-×。登記地目が田。面積が 370 ㎡。同じく、中野××-×。登記地目が田。面積が 831 ㎡。同じく、中野××-×。登記地目が田。面積が 996 ㎡。同じく、中野××-×。登記地目が田。面積が 1160 ㎡。同じく、中野××-×。登記地目が田。面積が 690 ㎡。同じく、中野××-×。登記地目が畑。面積が 750 ㎡。こちらは、3 条の有償の所有権移転です。譲渡人は▽▽▽▽さん。譲受人は▼▼▼▼さんです。以上、6 件です。
議　長	はい、ありがとうございます。事務局の方で読み上げをして頂きました。審議に入っていきたいと思います。まず、申請番号 073-27 の件に関して、松﨑委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願い致します。
１０番	失礼致します。申請番号 073-27 について説明させていただきます。地図の方は、4 ページ目をご覧いただきたいと思います。こちらに、あの。主要地方道邑南飯南線とありますが。この地図でいいますと、左の方が八色石集落に向けてで。右側の方が太う方は、××ですけども。細い方が美郷方面への道路です。このちょっと先に、布施の公民館がありまして。この〇〇さんとこの圃場方面ですけども、一応、県道の所から右となりのになります。今回、あの〇〇さんの方とは連絡は取っとりませんでしたけども。受け人の。●●さんの方と××さしていただきまして。確認をさせていただきました。この●●さんは、10 数年前に美郷町の地域おこし協力隊員として入ってこられまして。この地図にもありますように、この管理の件で現在、営農を営んでおられます。ところによりますと、まだ面積を増やしたいという事もあって。できれば、ちょっと違うところいうような所で探しておられて。布施の方へ訪ねられたようです。●●さんは、まだ声の限りでは若そうですし、機械等々も持っておられて。トラックも、2㌧のトラックを持

	っておられるんで。経営に関しては別段問題はないんじゃないかと思われます。周りの方も、〇〇さんとこは個人の墓。見さしていただきましたけども、もう既に周りのもんには、話をして周知をされとるみたいですし。結果も、チェックシートに照らし合わせても、なんだん問題なかろうかと思いますので、どうぞ協議のほどよろしくお願いを致します。
議　長	はい。ありがとうございました。三上推進委員さん。何か付け加えたりすることはございましたら。
推10番	別にありません。
議　長	はい。ありがとうございました。先ほど、説明していただきました073-27の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。 はい。服部委員さん。
６　番	あの、ちょっと探しきれなかったんですけど。××-×っていうのは、これ、どこですか？全部で、６筆あるんですけど。ここには、5筆しか囲ってなくて・・。どの辺ですかね？
１０番	えっと5筆ぐらいしか、印はないんですけども。おおまかなところで、この家と、裏手の方に圃場らしきところがあります。
事務局	この、すみません。××-×と、××-×の下ところに。すみません、こちらの色塗りが漏れておりました。すみません。
６　番	これね。はい、はい。分かりました。すみません。
議　長	他に、ございますでしょうか？
１１番	はい。
議　長	あ、はい。
１１番	地理的にちょっと、よー、分からんのんですけど。住所が、布施と美郷の距離感はあんまり頭にないんですが。ここへ、すでに来られるいう事ですかね？なんか、移されますか？
１０番	えー、距離的にいえば20㎞ぐらいありますけども。この九日市から、布施まで。でも、まあ。2㌧トラックに乗って使われる物をのせて通われてますんで。将来的には、布施の方へ住みたいっていう思いがあるようです。
議　長	もう少し付け加えると、××ホーム。もうちょっと近いところになるんですけど。あそこに、もう一件、家を借りとられて。時間がかかるときは、そこへ泊まられるようなことは聞いた事がありますが。
１１番	はい。分かりました。　20㎞ぐらい、毎日水を見に行ったりするんかあと思って・・。ちょっと、思って。すみませんでした。
議　長	他にございますでしょうか？ （意見質問なし）
議　長	ないようでしたら、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号073-27の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。

	続きまして、073-28 の件に関して、服部委員さん。現地での調査及び聞き取りの報告の方をお願い致します。
６　番	お願い致します。073-28 についてご説明を致します。先週のですね。13 日の日に、田中推進委員と 2 人で現地及び渡し人の□□□□さんの方にお話をお伺いしました。この、地図で場所を説明しますと。この地図の上にですね、＊＊＊があるようなイメージでございます。この上に通ってる川が、出羽川でございまして。この上側の、ちょっと上の方に＊＊＊があるという。大体そんなイメージで見てもらうと。亀谷の￥￥神社が近くにあるという、ちょうどその辺りというふうなイメージで。場所があります。それでですね。今回□□さんの方にお話を聞きに行きまして、今回無償でっていうような事でお話をお伺いしたんですが。実は、あの、こちらに■■さんの、この度物件の横にこう■■って書いてある、四角のお家があるんですけど。そこへですね。今から 15 年か 20 年ぐらい前にですね。土地を買われて、そこに家を建てられたんですが。その時に、土地の地主さんがですね。この隣にある畑を一緒にという事なんですが。まあ、当時ちょっと、法律まだ改正前でございまして。購入が出来ず。■■さんから、義理の弟さんである迫田さんにですね。それを、購入されました。まあ、今回のそれから法改正もされて時もたったということで、元は■■さんが購入されるものだと。購入したものだと。ですから、名義の方戻すというふうな形でお話をお伺いしました。現地はですね、行きましたけども。草は刈ってそうな雰囲気はありますが。ちょっと、ちょっと××ページとですね。作物を作るには、8 本分ぐらいしかできないような雰囲気のような場所でございまして。なかなかちょっと畑というには、ちょっとあんまりいい場所ではないかなというふうには感じました。ただ、まあ今回、こういう□□さんから■■さんっていうのはご親戚にあたるんですが。名義の方、ちゃんと戻して登記したいという事で今回の申請となりました。よろしくお願い致します。
議　長	田中推進委員さん。今日は、欠席？　それでは、説明していただきました、073-28 の件に関して、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願い致します。 ございませんか？
	(意見質問なし)
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 073-28 の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号 073-29 の件に関して、宮本委員さん。現地での調査及び聞き取りの説明をお願い致します。
１０番	それでは、失礼します。073-29 の件について、現地確認のと聞き取りの報告をおこないます。さる、11 月 16 日の日曜日ですが。私と、藤田さん。推進委員さん。そして、受人の▲▲さん。と、現地確認をおこないました。今、ちょっと名前の▲▲▲▲さんと。これ女の人なんですが。これ、あの、実際に耕作しとるの

	は旦那さんの＆＆＆＆さんが耕作をされて、まあ現地確認も＆＆さんとしました。この、婿養子に来とるんで。ちょっと遠慮して、全部土地は▲▲さんの名前にしてから。わしは遠慮してから、名前は奥さんの名前にしとるいう話でした。地図の６ページを見てもらえれば、分かると思いますが。場所としては、皆井田を通って下の方に、ちょっと地図の下の方にぐるッと丸あるくなっとるんですが。ここは、信号。皆井田の三差路の信号のとこへなっとります。そっから、まっすぐ行けば、川本、断魚渓に行く道です。その途中に、左っかわに大きい道で入るんですが。これは、あの南線の農道の入り口で。国道にしては、ちょっと狭いような地図なんですが、まあ一応。261 号線いう事で、その辺をまっすぐです。この田んぼについてですが、まああの。以前からもう数十年、作りをも＆＆さんが婿に来られてからは、ずっと作っておられて。実際、この＆＆さんも昔、地方の方に行かれとって。退職されて今は、この皆井田の組合。農業組合に就職されて、受けて代かいたり、田植えしたり、仲間 4、5 人でやられとるんですが。代かいたり、稲刈りも日雇いじゃあないですが。出てやられとるんで、まあ。機械は、共同機械みたいなを全部活用してから農業はされております。譲渡しの△△△△さんは、役場へ勤められとって。井原の今、ちょうど、公民館主事をされとって。まあ、2 人ともそういった断魚系と皆井田とのうちにおられるいうことで、特に問題ないと思いますんで、よろしく審議よろしくお願いいたします。
議　長	藤田推進委員さん・・・。
推14番	別にありません。よろしくお願い致します。
議　長	はい。ありがとうございました。それでは、先ほど説明して頂きました。073-29 の件に関して、ご意見ご質問がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。 ありませんでしょうか？ （意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 073-29 の件に関して許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
事務局	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号 073-31 の件に関して服部委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の説明をお願い致します。
４　番	失礼致します。073 - 31 について報告を申し上げます。この案件は、先月の時に××取得された方の関連でございます。この畑は・・。まず場所は、7 ページの地図をご覧下さい。下に斜めに走っている道路が、県道皆井田江津線でございます。この切れ端の所に、大竹橋という邑南町の所有のバス停がございますが。それから、北の方面へ 20ｍぐらい入ったところに、＆＆＆＆さんという手前を家屋がございます。この土地を、◆◆さんが取得されるらしくて。それに付いてきたのが、この現在の申請のある 3 つの畑でございます。まず、家の横にある畑については、野菜が作ってございました。それから、ちょっとそこから 100ｍ北へ上がった所の畑については、現在は管理されつつあるところでございます。そこ

	辺ぐらいのところから、物が作ってるわけではないですが。草が刈ってございました。◆◆さんの××。最初、溝があったって話をきいたんですけど。処理が矢上からここへ移動されたみたいです。家屋と一緒に処分をされて、現在野菜を作ったり、×××ございます。チェックシートに照らしても何の問題もないと思いますので、審議の方よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。上田推進委員さん・・・。はい。それでは、あの。先ほど、説明していただきました 073-31 の件に関して、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。 ございませんか？ （意見、質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。 申請番号 073-31 の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号 073-32 の件に関して、椿委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の説明をお願い致します。
7　番	はい。申請番号 073-32。☆☆☆☆さんから★★★★さんへの農地の譲渡申請です。申請場所は、瑞穂地域、高原地区いうところにあります。集落的には上原集落です。これは、地図の別紙です。それから、出店口集落です。地図の 9 ページ。それから、上原集落。地図の 10 ページ。それぞれにありますけども。位置的には、いつだか 3 条にありますか。位置関係にあります。譲渡人の☆☆☆☆さんは、現在、広島へお住まいです。旧姓は＋＋と言われ、結婚されて☆☆となりました。そして、ご両親がお亡くなりになれて、こちらの住宅、農地等を相続されました。が、こちらに帰られる気持ちはなく、ご実家も空き家バンクに登録されています。10 ページの％％％とあるのが、その人のご実家でございます。右の地図で、申請地があるんですけども。その人の隣に、××-×。ここに、家が建てられとります。10 ページの、左の地図の 10 ページと実家との位置関係はちょっとおかしいような気はします。譲渡受け人の★★★★さんは××。江津の消防署にお勤め。農業をお父さんと 2 人でしとります。★★家と、☆☆さんの実家＋＋は★★さんのお母さんの実家を通して、遠い親戚関係にはあたるらしいんですけども、今回は関係なく★★さんが空き家バンクを申し込み、申し込まれ住宅は譲渡を受けられ、それにふるいする条件として、農地を引き受ける、全ての農地を引き受けるかに今回の申請に至りました。集落は違うけれども申請地は、比較的近い位置にあります。管理する農地が増えます。いう事で、3 条のチェックシートの案件。機械の状況とか、農作業の収入状況。地域との協力など訪ねてみました。手伝ってくれる家族は、おりますけども。実家の★★さんの次男さんで長男さんですが。嫁さんにも家族等はおられるんですけども、今の所は現在の機械条件。それから、お父さん。2 人で十分、やっていけれるという事でございました。地域との関係は、今は、いいと思われます。推進委員の東さんと 11 月の 14 日、現地確認。そ

	して、17日に面談をおこなっております。以上でございます。
議　長	はい。ありがとうございます。東推進委員さん。何か付け加えたりすることはありますか？
推8番	付け加えたりすることはありません。ご審議の程よろしくお願い致します。
議　長	はい。ありがとうございました。それでは、先ほど、説明していただきました073-32の件に関して、ご意見ご質問がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。 はい。服部委員さん。
6　番	お願いします。あの、このパターン非常に、最近多くなって。これからも増えるパターンになると思うんですけど。現状のこの田んぼは、どなたが耕作をされてらっしゃるんですか？
7　番	えっと、前筆はの方は今まで、推進の方が。この前、亡くなられて。1年間は、ここでいう形でなっておりますが。前回、7月の段階で、その場所が××の所に1回お願いすることになっていたんですけれども。この度の申請において、その部分は解約になり、本人がやれることになっております。その他のところ、多少瑞穂の現況調査で赤が付いとるような状態の所がありますけども。まあ、その分は、××状態でございます。
6　番	それじゃ、今も耕作誰かやってらっしゃるん？
7　番	去年、一昨年までは、話して＊＊さんがやれとったんですけども。亡くなられて。去年は、息子管理です。今年は、じゃない。来年は多分★★さんがやられると思います。
6　番	じゃあ、特にその辺の、揉めるというんじゃないんですけど。何か・・。
7　番	話はみんなついております。確認しておきました。
6　番	分かりました。はい。すみません。
議　長	他にございますでしょうか？ （意見質問なし）
議　長	ないようですので採決の方に入っていきたいと思います。申請番号073-32の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号073-33の件に関して、服部委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願い致します。
4　番	失礼します。073-33の所有権の移転の案件でございます。渡し人は▽▽▽▽さん。譲受人は▼▼▼▼さんでございます。この地図は、11ページの資料でございます。この地図では目標になるのもが何もないんですが。右上に、大利峠の矢上日和線の県道の大利峠の入口に100ｍぐらい行ったらあります。それから、斜めに上から左へ斜めに下りている川が中野地区と矢上地区との地区の地区境でございます。その横は下に下りると、浜作線におります。ちょっと、3㎞ぐらいありますか？▼▼▼▼さんは、▽▽さんのこの世帯の土地、この近辺におられます。10年前ぐらいから、産業をされておられまして。既に、作っておられました。▽▽さんは、

	今回処分をしたいという事で、▼▼さんの所に行かれて。▼▼さんも、その兼ね合いで近くにあるし、受けられたそうです。また、畑につきましては。▼▼さんの宅地を建設しておりまして。よその人に作ってもらえれば、私が作りましょうという事で引き受けられました。チェックシートに照らし合わせも、▼▼さんしっかり田んぼもやっておられますので。何も、問題ないと思われますので審議をお願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。説明していただきました、073-33 の件に関して、ご意見ご質問等がございましたら、挙手をして発言の方をお願い致します。 ございませんか？ （意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 073-33 の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第 2 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について。今月は 2 件上程されています。事務局の方で、読み上げの方お願い致します。
事務局	はい。申請番号 074-9。農地の所在は上亀谷××-×。登記地目が畑。面積が 59 ㎡。申請人は、○○○○さんです。転用目的は、墓碑です。所要面積は、土地造成が 59 ㎡。墓地が 4.18 ㎡。進入路が 21.7 ㎡です。転用理由ですが、現在の墓地が家から遠い山中にあり、管理や参拝が難しい為です。この土地は、第 2 種農地です。農用地区域外です。農地法第 4 条第 6 項ただし書きにより許可できるものと判断しております。 続きまして、申請番号 074-10。農地の所在は雪田××-×。登記地目が畑。面積が 16 ㎡。申請人は、□□□□さんです。転用目的は墓碑。所要面積は、土地造成が 16　㎡。墓地が 9 ㎡です。転用理由は、現在の墓地は山林の中にあり、管理が難しいため申請地に新設がしたいです。この土地ですが、第 2 種農地です。農用地区域外です。農地法第 4 条第 6 項ただし書きにより許可できるものと判断しております。以上、2 件です。
議　長	はい。ありがとうございました。事務局の方に読み上げをしていただきました。これより、審議の方に入っていきたいと思います。 申請番号 074-9 の件に関して、服部委員さん。現地での調査及び聞き取りの報告の方をお願い致します。
6　番	お願いします。074-9 についてご説明を致します。14 日の日にですね。先週の 14 日の日に、沼田推進委員さんと 2 人で、現地及びですね。○○○○さんと面談をしてまいりました。地図はですね。ちょっと、これ説明ができないんですけど。大草集落っていう、国道 261 のですね。大原っていう所が、上田所の大原っていう集落があるんですけども。そこから、車でずっと山の中に 3 ㎞ぐらい行った所に、大草集落っていう所がありまして。そこの、ここにある○○○○さんとか、＊＊っていう家がある。ここら辺もう、最後の一番奥っていいますか。これ以上先には家がないというところの場所でございます。ちょっと、それ以上の説明が

	できないんですけど。それであの、今回の物件はですね。ご説明があった通り、ちょうどこの地図の〇〇〇〇さんとこの裏山の奥にですね。上の方に。今墓地があるんですが。管理が難しいという事と、だんだん年を取ってきたんで、なかなか上まで上がれないという事で、今回の申請となりました。この土地はですね。ちょっと見た感じで言うと、今これ、平面図では、まるっきり平らな約 60 ㎡あまりぐらいの土地に見えますが。約半分はですね。1ｍぐらいの段差のところにございます。ですから、これはまあ。ただの 60 あまりぐらいの土地に見えますけど。実際はですね。約半分が、1ｍぐらい上と、1ｍ下にあるような段地の土地になってまして。家庭菜園として、なんか大根と白菜なんかを植えてらっしゃっておりました。こちらにちょうど、場所があるということでこちらに墓地を作りたいということでございますので、特に問題はないかなと思っております。よろしくお願い致します。
議　長	はい。ありがとうございました。説明していただきました。074-9 の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手して、発言の方をお願い致します。 （意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。 申請番号 074-9 の件に関して許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号 074-10 の件に関して。種委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の説明をお願い致します。
５　番	それでは、失礼をいたします。申請番号 074-10 について、説明をさせていただきます。場所ですが、15 ページの地図を見ていただきたいと思います。雪田の本田集落という位置に面しております。前には、浜田作木線が通っとおりまして。この上側が浜田。下側が作木方面です。中段ところに左に折れた道路があるんですが。その右に、一点鎖線の敷地があるんですがそこが、目印となります。羽須美の変電所があります。その裏に、＃＃＃＃さんという□□さんのご主人の名前があるんですが、そこが申請地になります。現在の墓地なんですが、その＃＃＃＃さんとっから上に＄＄という家があるんですが。その背戸に、背戸の裏山に現在の墓地があります。＃＃さんの立会のもとに、色々話を聞いたんですが。＃＃さんは、昨年 12 月に脳梗塞になられとりまして。現在、右足が不自由で杖を使用しての歩行されとります。現在の墓地は、山道を 100m以上登って行かなくてはいけないので。管理とか、参拝も困難で難しいという事で、自宅近くの新設という事になられたそうでございます。18 日火曜日。夕方 4 時から、＃＃さんの立会でチェックシートを参考に、服部推進と現地確認、面談を実施致しました。その結果、なんの問題もないと判断をしとります。協議の方よろしくお願いを致します。以上です。
議　長	はい。ありがとうございました。服部委員さん、何か付け加えたりする事ございますか？
推２番	付け加えることはありません。よろしくお願いします。

議　長	はい。ありがとうございました。それでは、先ほど説明していただきました。074-10 の件に関して、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。 （意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 074-10 の件に関して許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について。今月は 3 件上程されております。事務局の方で読み上げの方をお願い致します。
事務局	はい。申請番号 075-12。農地の所在は下田所××。登記地目が畑。面積が 121 ㎡。無償の所有権移転です。譲り渡し人は△△△△さん。譲受人は▲▲▲▲さんです。転用目的ですが。農家住宅で、申請理由は、住宅を建築したいです。この土地ですが、第 2 種農地です。農用地区域外です。農地法第 5 条第 2 項ただし書により許可できるものと判断しております。こちら、追認の案件ですので顛末書が添付されております。 続きまして、申請番号 075-13。農地の所在が矢上××-×。登記地目が田。面積が 551 ㎡。有償の所有権移転です。譲り渡し人は◇◇◇◇さん。譲受人は◆◆◆◆さんです。転用目的は、駐車場で。申請理由は、次年度に補助金を受け新築する住宅の駐車場としたいです。この土地ですが、第 3 種農地です。農用地区域外です。農地法第 5 条第 2 項ただし書により許可できるものと判断しております。 続きまして、申請番号 075-14。農地の所在が矢上××-×。登記地目が田。面積が 484 ㎡。同じく、矢上××-×。登記地目が田。面積が 1988 ㎡。有償の所有権移転です。譲り渡し人は☆☆☆☆さん。譲受人は★★★★さんです。転用目的は、資材置場で。申請理由は、建設資材及び機械を置く資材置場として利用したいです。所要面積は、土地造成 2472 ㎡。プレハブ 48.6 ㎡。採石等置場 100 ㎡。重機転回場 256 ㎡です。この土地ですが、第 3 種農地です。農用地区域除外済です。この土地ですが、農地法施行規則第 43 条第 1 号により許可できるものと判断しております。以上 3 件です。
議　長	はい、ありがとうございました。事務局の方に読み上げをしていただきましたが、審議の方に入っていきたいと思います。申請番号 075-12 の件に関して服部委員さん、現地での調査及び聞き取りの報告をお願い致します。
6　番	よろしくお願いします。申請番号 075-12 についてご説明を致します。現地と今回受け人の▲▲▲▲さんと面談をしてまいりました。田中推進委員さんと 2 人ですね。13 日の日に、▲▲さんに面談をして、その後現地の確認をしてまいりました。この物件はですね、ちょっと地図を。場所をご説明致します。旧 261 沿いですね。下に道の駅の￥￥。今度、下の方に＠＠＠というのができたんですけど。そこの裏側になるような場所でございます。今回、住宅を建築したいという事で、申請を受けておりますが。もう住宅は、実をいうと建っております。っというのは、▲▲さんがですね。この地図である＊＊さんのご自宅を購入をされたんです

	が。登記をしてる。当然、測量をしたり、色々した結果ですね。どうやら今回の申請の土地に、この＊＊さんの家が建っていると。約半分ぐらいがっていうふうな事で説明は聞きました。当時、その△△さんと＊＊さんがどういうやりとりで家を建てたかっというのは、▲▲さんも詳しいことは分からないという事で。話の中では、お互いで了承しあって、家をそこへ建てたというようなお話でございました。現地はですね。ちょっと、私、行ったんですが。ちょっと、どこまでがちょっと家で境かちょっと分からないんですが。建ってない部分はですね。ちょっと、コケの生えたもうちょっと藪みたいな状態になってまして。どこまでが、境なのか。ちょっとそれも判断しかねるような場所でございました。ちょっと、現状建ってる状態でですね。この申請という事なんですが。よろしく審議の方、よろしくお願い致します。
議　長	はい。ありがとうございます。それでは、説明していただきました。075-12 の件に関して、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。 ございませんか？ （意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 075-12 の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号 075-13 の件に関して、植田委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の説明をお願い致します。
9　番	よろしくお願いします。075-13。農地法 5 条の有償での所有権移転の申請の説明を致します。まず、19 ページの地図をご覧下さい。今、申請地って書いてある所は、＆＆旅館から入ってすぐの所になります。それで、上側に走っておるちょっと、くの字というか丸まったような道路が、石見中央線になります。もうすでに、この申請地の上の建物の所は、あと説明しますが。もう解体されて、更地状態になっておるようなところで、今通って頂ければ非常に分かりやすく、ガランとなっております。今回の引受人の◆◆◆◆が住宅新築の計画にあたりまして、長年ずっと角にあった、元たばこ屋さんですけども。空き家状態でずっと何十年もありました。それでこの場所に、それではという事で、計画をされた次第で。先ほど言いましたように、もうすでに建物は解体しておられます。面積上で、この解体された建物上に、4 世帯分 8 台分。駐車場も構えることが非常に交差点ですので、ご不便的に非常に難しい。という事で、今回たまたま同じ所有者の方が、後ろ側といいますか。横側といいますか。畑を。田んぼですけども。所有されておりましたので、それを一緒に引き受けされて。今度、駐車場に使いたいと。いう事でございます。今、登記上はこの斜線の申請地は、田んぼでございますが。もう長年にわたって、中心部でございますので。水田等で水稲を作るわけにもいかず。ずっと畑で近回りの方が、野菜作りをされている。今現在もされております。今回の計画によって、そういうことを話されたそうでございまして。来年度

	については、それを明け渡すと。お返しするという事で、もう了解もいただいておるということを聞いております。11 月 12 日に、三田推進委員さんと◆◆◆◆の@@さんと立ち会いのもとで聞き取りと、チェックシート等を確認しながら現地を確認を致しました。特に問題はないんじゃないかと判断いたしましたので、審議の方よろしくお願いを致します。以上です。
議　長	はい。ありがとうございました。先ほど、説明していただきました 075-13 の件に関して、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。 （意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。大石委員さんが議会関係者という事で。欠席、退出していただきたいと思います。それでは、075-13 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号 075-14 の件に関して。植田委員さん。説明の方をお願い致します。
9　番	続いて、075-14 有償での所有権移転の説明をさせていただきます。続いて 20 ページの地図をご覧ください。同じく、引受人は◆◆◆◆さんで。申請地は、見ていただければ、お分かりと思いますが。同社の裏側の位置に、圃場がございまして。その件でございます。前に走っておる。川沿いに走っておる道路が、石見中央線で。右側が中野方面。右上の方。左下の方が矢上の商店街方面で。右上の方にすぐ、地図では隠れておりますが。この度、新築の石見中学校になります。この申請は、令和 6 年 3 月 21 日に農地除外申請において承認をいただいた案件でございまして。本日、5 条の申請に至りました。その後、農地ついてはそのまま手つかずで。そのままでございますので。特に変わりなく、申請通りお願いしたいと思います。この案件も、同じく 12 日の日に、三田推進員と◆◆◆◆の@@氏と立会いのもと現地確認しながら。説明は以前に聞かしていただいておりますが。その通りでまた再度、話を伺った次第でございす。特に問題ありませんと思いますので。審議の方、よろしくお願いをいたします。
議　長	はい。ありがとうございました。先ほど、説明していただきました。075-14 の件に関して、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。 （意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入りたいと思います。大石委員さん、よろしくお願い致します。申請番号 075-14 の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第 4 号国土調査法による地の認定について。説明・・。お願い致します。

事務局	はい。邑南町役場 建設課の地籍係から、国土調査法における地目認定ついて照会の方がきております。今回照会がありましたのは、矢上 16 地区。70 筆。該当する集落は、後原。それから、もう 1 地区が、岩屋 3 地区の 12 筆。該当集落が後谷集落というふうになっております。その次からはですね。一覧表で、調査前の、真ん中ほどに調査前の地目、農地ですね。それから、調査後の地目。農地以外の雑種地、道路、宅地等の一覧を付けております。もう、皆さん見ていただいたと思いますが。ご一読いただいて、特に問題がなければですね。この通りの地目で、問題ありませんという事で農業委員会として回答はさせていただこうと思っております。ずっと一覧表見ていた先にですね。ちょっと、場所の写真と付けておるんですが。ちょっとですね。見にくかったり、小さかったりすると思います。特に矢上については、筆数も多くありますので。後の、ホワイトボードに航空写真の現状の状態について掲載もしておりますので。またご確認いただければと思います。以上です。
議　長	はい。説明していただきましたけど。議案なんで、採決してもらいますが。写真の確認の方が。見たければ、後の方へ。 写真のは、状況の写真が、はとってはない？
事務局	はい。あの、現況の写真が、航空写真で載ってはいるので。そちらを見て頂ければ、概ね、その変更後の。すみません。調査後の、地目のような様子になっておると思います。 （ご覧中）
議　長	ご意見ご質問等がございませんでしたら、採決の方に入っていきたいと思います。 この、建設課の方から提出されとります、内容でよろしいと思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議　長	はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。認定したという事で、お願い致します。議案の方は以上で終わりますが。 報告の第 1 号農用地利用集積促進計画の公告について(分割契約)が、5 件出とります。これは、報告で・・。
事務局	報告で。今年度からも報告になりました。 はい。内容としましては、中野の方の葡萄のハウスの借入です。所有者の方から農地中間管理機構へ一旦借りて、研修を得て新規の就農者が決まれば、またその方に貸し付ける。という所で、所有者からの借入のみを今回挙げております。今年度から、あの今まではこちらで採決いただいとったんですが。今年度から、農業委員会へは報告のみという事ですので、報告の方に挙げさせていただいております。 ～ご覧中～

議　長	はい。ありがとうございます。 それでは、報告の第 2 号農地法第 3 条の 3 の規程による相続等の届出について。これも、読み上げとか致しません。目を通していただきまして、ご意見ご質問等がございましたら質問の方お願い致します。 ～ご覧中～
議　長	ないようでしたら、次の報告の第 3 号に入っていきたいと思いますが。報告の第 3 号農地法第 18 条通知について。事務局、説明の方お願いします。
事務局	はい。すみません。ちょっと、これ、あまりないので説明をさせていただきます。44 ページになるんですが。農地法第 18 条の通知という事で、先ほど、議案第 1 号の 3 条の所でありました。☆☆さんと★★さんの関係するんですが。7 月の総会で、☆☆さんと％％さんの 3 条の賃貸借の方を総会で決定していただきました。この度、★★さんに所有に変わるにあたって、その賃貸借の解約をする必要がございます。その解約方法が、2 つあるんですけれども。そのうちの 1 つがですね。この農地法第 18 条の通知という事で、いわゆる利用権とかと同じで、所有者同士の合意に基づいた解約という事で、あの後にその書類も置かせていただいておるんですけども。農地法第 18 条の方に、合意解約であれば両者がその書類をもって、農業委員会の方に合意解約した事を通知してください。というような内容がありまして、それに基づいて通知の書類を両者の印鑑をついてあるような物を出していただきました。で、通知ということで、申請とかですね。うちが許可するもの。なぐも両者で合意して解約ということですので、この度、報告という形で出させていただいております。一応、10 月末でですね。合意解約して、本日、皆さんへの総会での報告をもって最終引渡日という事でさせていただいておりますので、ご確認いただければと思います。説明は以上です。
議　長	はい。ありがとうございます。何か、ご質問がありましたらお願いします。 解約したものが、★★さんにいく？
事務局	はい。
議　長	なければ、次、報告第 4 号の方にいきたいと思います。農地法第 4 条の届出について。これは、1 件ございます。
議　長	まあ、報告ですので。質問がなければ、議題の方はこのまま終わらせていただきまして・・。 続きまして、その他。

	（その他） （1）事務連絡 （2）その他 次回の総会は、12 月 22 日（月）13：30 からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会　　長　　印

議事録署名委員　　印

議事録署名委員　　印